

# 協力金・要件確認フローチャート

京都市内の「接待を伴う飲食店」又は「酒類を提供する飲食店等」を運営している中小企業・団体、個人事業主ですか？

はい

飲食店営業や風俗営業など、営業に必要な許認可等  
を取得していますか？

いいえ

はい

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推  
進宣言事業所ステッカー」の交付を受けています  
か？または、業種別ガイドライン等に基づき感染防  
止に取り組んでいますか？

いいえ

いいえ

はい

要請日（令和2年12月17日）以前から営業して  
いましたか？

いいえ

はい

酒類を提供する飲食店等で、要請日（12月17  
日）以前は、21時～翌朝5時までの時間帯に営業  
していましたか？

いいえ

はい

要請延長期間（12月21日から1月11日）、  
定休日等の店休日を除く、全ての営業日におい  
て、連続して、京都府の要請に応じ営業時間を  
5時～21時までの時間帯に短縮又は休業しま  
したか？

いいえ

はい

準備の都合等特別な事情があり時短営業に取り組むことが困難な場合であっても、遅くとも12月25日午前0時から時短要請に応じていただくことが必要です。その場合、協力金の対象となります。

協力金の申請が可能

協力金の対象外  
(申請できません)

申請内容（添付書類を含む）を審査の上、適正と認められる場合、協力金を支給いたします。

※ 要件確認の簡易版ですので、申請の際は必ず「支給要項」をご確認ください。